

書式・様式の統一の論点  
＜厚生労働省＞

- ① 「卸売販売業・高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請書・変更等届出書、薬局開設の変更等届出書」にかかる添付書類つき、実態把握・意見聴取を行った上で、申請・届出に添付する必要がある書類については、統一が可能なものについて標準書式を作成することとされていたが、(1) 実態把握・意見聴取の結果及び(2) 検討結果につき御教示ください。
- ※ 届出等を行うにあたり、役員等に変更があった場合、「診断書」の添付が求められる自治体もあれば、疎明書の提出で可能との自治体もあり、申請者にとってその確認が負担であるとの意見があった。
- ② 「毒劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書」にかかる添付書類につき、実態把握・意見聴取を行った上で、申請・届出に添付する必要がある書類については、統一が可能なものについて標準書式を作成することとされていたが、(1) 実態把握・意見聴取の結果及び(2) 検討結果につき御教示ください。
- ※ 届出等を行うにあたり、役員等に変更があった場合、「診断書」の添付が求められる自治体もあれば、疎明書の提出で可能との自治体もあり、申請者にとってその確認が負担であるとの意見があった。
- ③ 「麻薬小売業者の役員の変更届出書」に添付する必要がある役員の診断書につき、実態把握・意見聴取を行った上で、標準書式を作成し、平成 30 年度中に地方自治体に通知することとされていたが、(1) 実態把握・意見聴取の結果及び(2) 実施状況につき御教示ください。(3) また、麻薬小売業に係る業務を行わない役員について診断書の添付を不要とすることにつき、診断書の添付が不要となる役員の範囲を明確にして地方自治体に通知することとされていたが、その実施状況につき御教示ください。
- ※ 届出等を行うにあたり、例えば、社長の交代のみであれば役員変更の申請書届出が不要な自治体もあるが、ほとんどの自治体で届出が必要、また、診断書の様式もバラバラであり、申請者にとって対応が負担であるとの意見があった。
- ④ 「生活保護の決定・実施に係る照会文書」に関し、(1) 統一的な様式の周知は改めて行ったのか。(2) また、「地方自治体が要望する、保護申請日を調査日として指定した上での生命保険会社への照会については、…生命保険会社や金融機関が回答する時点の状況を基に決定して差し支えない旨を、3 月末までに地方自治体に周知する予定」とのことだが、地方自治体もそのような取扱いで問題ないのか、確認は行っているのか。

規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定、抄）及びフォローアップ

（「所管府省」はいずれも厚生労働省）

事項名	規制改革の内容	取組状況及び今後の予定	実施時期
卸売販売業・高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請書・変更等届出書、薬局開設の変更等届出書	<p>a 卸売販売業の許可申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 34 条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請（同法第 39 条）並びに薬局開設の変更等届出（同法第 10 条）、卸売販売業の変更等届出（同法第 38 条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の変更等届出（同法第 40 条）については、平成 30 年度上期中に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）に規定されている様式第 86 号「卸売販売業許可申請書」及び様式第 87 号「高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請書」並びに様式第 6 号「変更届書」及び様式第 8 号「休止・廃止・再開届書」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないようよう地方自治体に助言する。</p>	<p>当該書式について、Word・PDF 形式の電子データで厚生労働省のホームページ（<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyaku_hin/newpage_00843.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyaku_hin/newpage_00843.html</a>）に平成 30 年 1 月 31 日に掲載。</p> <p>平成 30 年 2 月 27 日開催の全国薬務主幹課長会議及び平成 30 年 9 月 21 日開催の薬務主幹課長協議会にて、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないようよう地方自治体に周知した。</p>	a:平成 30 年度上期措置
	<p>b 当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成 30 年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	<p>今後、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を行う。統一可能な添付書類については、平成 30 年度中に標準書式を作成し地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載する。</p>	b:平成 30 年度措置

<p>毒物劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書</p>	<p>a 毒物劇物一般販売業の登録申請（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 4 条第 3 項）及び毒物劇物一般販売業の変更等届出（同法第 10 条）については、平成 30 年度上期中に、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号）に規定されている別記第 2 号様式「毒物劇物一般販売業・農薬用品目販売業・特定品目販売業登録申請書」及び別記第 11 号様式「変更届」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないようにするよう地方自治体に助言する。</p>	<p>当該書式について、Word・PDF 形式の電子データで厚生労働省のホームページ（<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/newpage_00843.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/newpage_00843.html</a>）に平成 30 年 8 月 10 日に掲載。</p> <p>平成 30 年 2 月 27 日開催の全国薬務主幹課長会議及び平成 30 年 9 月 21 日開催の薬務主幹課長協議会にて、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないようにするよう地方自治体に周知した。</p>	<p>a:平成 30 年度上期措置</p>
	<p>b 当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成 30 年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	<p>今後、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を行う。統一可能な添付書類については、平成 30 年度中に標準書式を作成し地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載する。</p>	<p>b:平成 30 年度措置</p>
<p>麻薬小売業者の役員の届出書</p>	<p>a 免許を受けている麻薬小売業者の役員の届出（麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 3 条第 3 項第 7 号）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成 30 年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載するとともに、その後速やかに麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 14 号）で規定する。</p>	<p>実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成 30 年度中に地方自治体に通知予定。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載するとともに、その後速やかに麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 14 号）で規定する。</p>	<p>a:平成 30 年度措置（省令で規定することは平成 30 年度以降速やかに措置）</p>

	<p>b 当該届出に添付する必要がある役員の診断書については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載する。</p>	<p>地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知予定。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載する。</p>	<p>b, c:平成30年度措置</p>
	<p>c 麻薬小売業に係る業務を行わない役員について診断書の添付を不要とすることについては、診断書の添付が不要となる役員の範囲を明確にして、平成30年度中に地方自治体に通知する。</p>	<p>診断書の添付が不要となる役員の範囲を明確にして、平成30年度中に地方自治体に通知予定。</p>	<p>b, c:平成30年度措置</p>
<p>生活保護の決定・実施に係る照会文書</p>	<p>生活保護の決定・実施に係る照会（生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条）については、平成30年度中に、「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成27年2月13日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、「調査日の指定」ができるような書式にすることを含め、地方自治体及び生命保険協会等と協議の上、必要に応じ、見直しを行う。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	<p>「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成27年2月13日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の遵守について、3月末までに地方自治体に改めて周知する。</p> <p>地方自治体が要望する保護申請日を調査日として指定した上での生命保険会社への照会については、生命保険会社の現行システムでは対応困難であり、改修には多額の費用を要する。このため、保護の要否や保護費の額については、保護申請日時点の状況ではなく、生命保険会社や金融機関が回答する時点の状況を基に決定して差し支えない旨を、3月末までに地方自治体に周知する予定。</p> <p>また、調査日の指定とは別に、事務の負担軽減と迅速化の観点から、要保護者の資産調査について、従来生命保険会社への照会に当たって必須としていた本人同意書の写しの添付を省略する取扱いとし、これに伴い、照会様式に本人から同意をもらっている旨を付記できるようにシステムを改修する予定であり、システム改修経費を平成30年度第2次補正予算に計上した。</p>	<p>平成30年度措置</p>